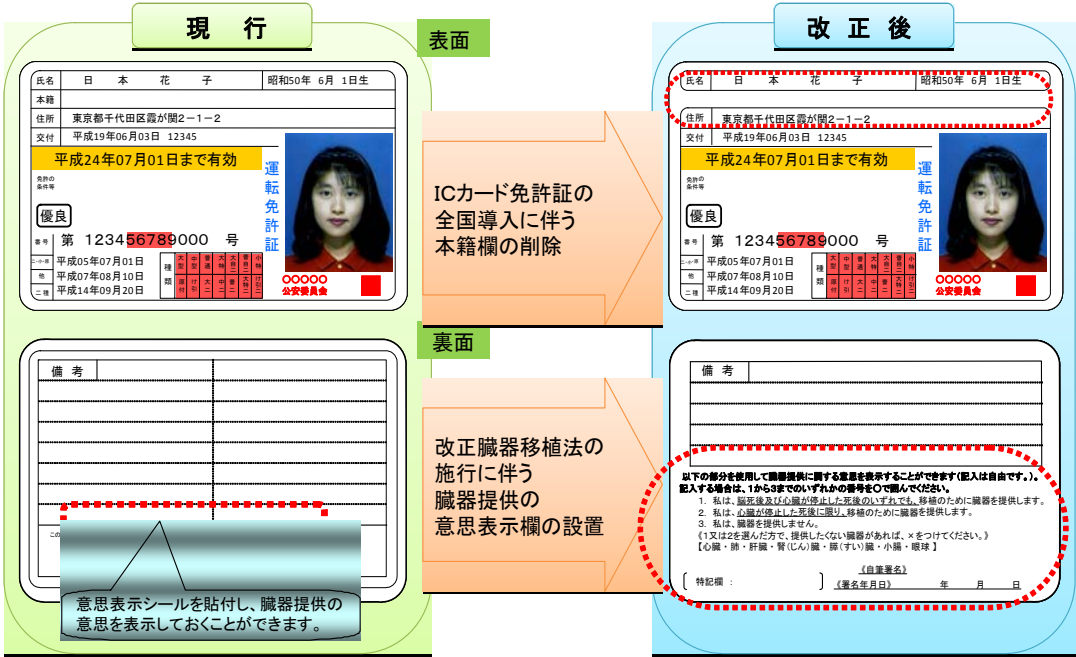


運転免許証の様式変更について

運転免許証の様式を定めている「道路交通法施行規則」が平成22年7月17日に改正されました。

- ◆ 主な変更内容
 - ・ 表面の本籍欄が削除されます。
 - ・ 裏面に臓器提供の意思表示欄が設置され、その意思を表示しておくことができます。
- ◆ 新しい様式の免許証の交付時期

島根県内における新しい様式の免許証の交付は、平成22年12月頃を予定しています。
- ◆ その他
 - ・ 臓器提供の意思表示欄への記入は、あくまでも任意です。
 - ・ 改正前の現行の免許証には、引き続き意思表示シールを用いることができます。



【問い合わせ先】
 島根県運転免許センター 免許係
 電話 0852-36-7400